

企画競争説明書

業務名称： インドネシア国官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト（フェーズ2）

調達管理番号： 20a01117

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>

2021年2月17日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年2月17日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト（フェーズ2）

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年5月 ～ 2025年5月（49か月）

※本プロジェクト実施期間は48か月を予定しておりますが、本業務実施契約の契約

履行期間は49か月を予定しております。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の9%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の10%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降)：契約金額の10%を限度とする。
- 4) 第4回(契約締結後37ヶ月以降)：契約金額の10%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

- 1) 2021年度末(2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【契約第1課 佐藤 Sato.Kazuaki@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第一グループ第一チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同

¹ 当機構は中期目標管理法人に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「インドネシア国官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト終了時評価調査（評価分析）」（調達管理番号：19a01096）の受注者（一般社団法人アクセスアドバイザージャパン）及び同業務の業務従事者

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2021年3月1日 12時

（2）提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2021年3月5日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2021年3月19日 12時

（2）提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年1月25日版）」を参照願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

（3）提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

（4）提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
本邦研修に係る経費（国内業務費）
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 国内業務費： 4,000 千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨（インドネシアルピア）IDR1 = 0.00741 円
 - b) US\$ 1 = 103.896 円
- 5) その他留意事項
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者/バリューチェーン強化
- b) 園芸作物栽培技術
- c) 市場志向型農家経営

2) 評価対象とする業務従者の予定人月数

約35.67 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left(\frac{\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}}{\text{最低見積価格}} \times 100 \right) (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。

- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2021年4月9日(金)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部(e-propo@jica.go.jp)宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）

(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：東南アジア地域における農業・農村開発のうち、特に、園芸作物に係るバリューチェーン構築、インドネシアにおける農業・農村開発に係る各種業務経験を有することが望ましい。また、中所得国におけるSHEP（市場志向型農業振興）アプローチ採用案件に関する各種業務経験を有することが望ましい。

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数内（評価対象）、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者/バリューチェーン強化
- 園芸作物栽培技術

▶ 市場志向型農家経営

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者/バリューチェーン強化】

- a) 類似業務経験の分野：農業・農村開発、園芸作物バリューチェーン強化、SHEP アプローチ
- b) 対象国又は同類似地域：インドネシア国及びその他 東南アジア地域
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 園芸作物栽培技術】

- a) 類似業務経験の分野：園芸作物の栽培技術支援、営農指導
- b) 対象国又は同類似地域：インドネシア国及びその他 東南アジア地域
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 市場志向型農家経営】

- a) 類似業務経験の分野：市場志向型農家経営、流通指導等
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICA にて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は

省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	7	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	3	
2. 業務の実施方針等	(45)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	17	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	20	
(3) 要員計画等の妥当性	8	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(45)	
	(28)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/バリュー チェーン強化</u>	(24)	(10)
ア) 類似業務の経験	9	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	2
ウ) 語学力	3	1
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	3	1
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/○○○ ○</u>	-	(10)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(4)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	4	4
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>園芸作物栽培技術</u>	(10)	
ア) 類似業務の経験	5	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	2	
(3) 業務従事者の経験・能力: <u>市場志向型農家経営</u>	(7)	
ア) 類似業務の経験	5	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	2	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期（予定）： 3月24日（水） 15：00～17：00
（実施時期は仮日程です。確定後の日程および各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：当機構本部（麹町） _____ 会議室

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Teams 等による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Teams 等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. プロジェクトの背景

インドネシア共和国（以下、「インドネシア」という）では、2016年に中間所得層人口が5,200万人を超え、全人口の5人に1人が中間層となる等、急速な経済成長を遂げている。所得水準の上昇に伴い消費者の食品嗜好の変化や食の多様化も進行しており、高品質で安全な農産物への需要が高まるとともに、ハイパーマーケットやスーパーマーケット等の近代市場や外食産業をターゲットとした食品市場の規模が加工食品・生鮮食品ともに拡大傾向にあり、農業及び食品産業の実質GDPは2000年の329兆ルピアから2014年の559兆ルピアへ約1.7倍となっている²。

インドネシアの「国家長期開発計画（RPJPN）」（2005年－2025年）では、食料安全保障と栄養改善が国家開発目標の一部として示されている。「国家中期開発計画（RPJMN）」（2020年－2024年）では、農産物の生産性向上、農業アクセスの改善、農産品の品質向上を優先課題として位置付けるとともに、農家グループの組織化強化、農業金融・保険へのアクセス改善等が目標として含まれている。また、農業省による「農業戦略政策」（2020年－2024年）では、農業の高度化・近代化に向けた機械化の促進、園芸作物の生産性向上、生産コストの削減、輸出の促進等を重点課題として掲げている。

中間層の拡大と若年層を中心とする旺盛な消費に牽引され食品市場の規模が拡大する一方で、インドネシアでは輸送インフラやコールドチェーンの未整備、多数の中間業者の介在による複雑かつ高コストな伝統的流通プロセス、不衛生な卸売・小売市場の施設環境等の課題が存在する。また、生産者にとっても、高品質で安全な農産物を栽培しても適切な価格で取引できる市場へのアクセスが困難であるため、生産意欲を削がれる状況がみられる。

以上の課題へ対応する為、我が国はインドネシア政府からの要請に基づき、2016年から技術協力プロジェクト「官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト」（2016年－2021年）を実施している。同プロジェクトではジャカルタ首都圏を市場とする園芸作物の主要生産地である西ジャワ州において活動を実施し、対象農家グループの生産技術の向上や近代市場への販路開拓が進んだ一方で、各グループの市場ニーズに基づいた生産・販売能力は依然として限定的であり、近代市場を含む市場への継続的かつ安定した供給に必要な生産量・質共に確保することが困難となっている。また、農家グループによる共同販売・生産体制が未確立のため、農家の価格交渉力は低いとの課題がある。

係る状況を受け、インドネシア政府は我が国政府に対し「官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト」のフェーズ2として、園芸農家の所得向上のため更なる農産品の生産技術の向上と園芸作物バリューチェーンの強化を目的とした技

² インドネシア中央統計局

術協力を要請した。本案件では、フェーズ1で明らかとなった課題（農家グループの組織力・交渉力不足、近代市場のニーズに合った生産・販売計画の策定、持続性の強化等）を踏まえた上で、農家グループの営農技術・販売能力を強化し、園芸作物バリューチェーン強化を目指すものである。本案件では園芸作物バリューチェーン強化において民間企業が有する技術やサービスの活用にも積極的に取り組み、民間企業との連携がプロジェクト成果の普及を加速し得ることも踏まえて、農家グループ・民間企業の双方がwin-winとなる関係の構築を促進する。また、日頃より農家への農業指導を行っている県及び市の農業局（以下、「DINAS」という）との協働を強化することにより、プロジェクト成果の普及と定着を目指し、事業の持続性を高める。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

インドネシア国官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト（フェーズ2）

(2) 上位目標

市場ニーズに即した園芸作物を生産・販売することにより、西ジャワ州の対象農家グループに参加する農家の農業所得が安定する。

(3) プロジェクト目標

市場ニーズに即した園芸作物を生産・販売することにより、西ジャワ州の対象農家グループに参加する農家の農業所得が増加する。

(4) 期待される成果

成果1：対象農家グループが市場志向型の営農計画及び販売計画を作成するための能力が強化される。

成果2：対象農家グループが市場志向型の営農計画に基づき園芸作物を栽培・販売するための能力が強化される。

成果3：対象地域においてバリューチェーン関係者の連携と情報共有が促進され、園芸作物バリューチェーンが強化される。

(5) 活動の概要

【成果0に係る活動】

0-1. 対象地域（6県1市）のDINASに設置するタスクフォースの活動計画を策定する。

0-2. 対象農家グループの選定基準を策定する。

- 0-3. 対象農家グループ候補を対象に説明会を実施する。
- 0-4. 対象農家グループを選定する。
- 0-5. ベースライン調査を実施する。
- 0-6. エンドライン調査を実施する。

【成果1に係る活動】

- 1-1. 対象農家グループが自分たちの生産・販売上の課題、将来像を明らかにし、グループとしての活動方針を明確にするためのワークショップ/研修を行う。
- 1-2. 農家グループが市場に関する情報を収集するための市場調査を支援すると共に、仲買人/企業等のニーズを確認するためのビジネスミーティングを開催する。
- 1-3. 農家グループが市場調査・ビジネスミーティングを踏まえて営農計画（いつ、どのくらい、何を栽培し、どのような投入が必要か）を策定する。
- 1-4. 市場ニーズと営農計画の実施結果を踏まえ、対象農家グループが必要に応じて営農計画を更新する。
- 1-5. 日本へ出発する前の技能実習生を対象として補完研修を行い、帰国後の農家としての将来像の明確化に関する支援を行う。

【成果2に係る活動】

- 2-1. 対象農家グループが、自身の営農計画を実現するための課題を明確化する。
- 2-2. 課題解決のための方策を農家グループ、タスクフォースとともに検討し、役割分担を含むアクションプランを定める。
- 2-3. アクションプランに沿って、金融アクセス改善、農業資機材企業との関係構築等、対象農家グループの農業投入に係る課題解決に資する活動を行う。
- 2-4. アクションプランに沿って、農業技術研修やデモ圃場の設置等、対象農家グループの栽培技術に係る課題解決に資する活動を行う。
- 2-5. アクションプランに沿って、交渉力強化や販売促進に係るノウハウ等、対象農家グループの販売促進に係る課題解決に資する活動を行う。
- 2-6. 農家グループは営農計画に沿って園芸作物を生産し、参加農家は生産材等への支出・生産量・販売額等の情報を記録する。

【成果3に係る活動】

- 3-1. タスクフォースが、対象農家グループとバリューチェーン関係者の意見交換の場を提供し、互いのニーズや課題等の理解促進を図る。

- 3-2. タスクフォースが、対象地域において、近隣の対象農家グループ間の情報交換を促進し、グッドプラクティスの共有や共同出荷等の基盤を作る。
- 3-3. タスクフォースが、対象農家グループとその他の農家グループの意見交換の場を提供し、プロジェクト活動成果の普及を促進する。

(6) 対象地域

本プロジェクトの対象地域は、実施機関である農業省園芸総局及び多くのバリューチェーン関係者（流通業者、小売業者、金融機関等）の所在地であるジャカルタ特別州、及び、西ジャワ州6県1市（チアンジュール県、ガルット県、ボゴール県、スカブミ県、スカブミ市、バンドン県、西バンドン県（以下、「対象地域（6県1市）」という）とする。

(7) 関係官庁・機関

- 実施機関：インドネシア農業省園芸総局、西ジャワ州農業局、チアンジュール県農業局、ガルット県農業局、ボゴール県農業局、スカブミ県農業局、スカブミ市農業局、バンドン県農業局、西バンドン県農業局
- 協力機関：農業省インドネシア農業訓練センター（Indonesia Center for Agricultural Training：ICAT）

(8) プロジェクト実施期間

2021年5月から2025年4月を予定（計48カ月）³

3. 業務の目的

本業務は、西ジャワ州の対象地域（6県1市）において、対象農家グループが市場志向型の営農計画及び販売計画を作成するための能力強化支援、それらの計画に基づき園芸作物を栽培・販売を行うための支援、バリューチェーン関係者間の連携と情報共有を推進することにより、対象農家グループに参加する農家の農業所得の増加を図り、もってこれらの農家の農業所得が安定することに寄与することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA がインドネシア農業省との間で署名した R/D (Record of Discussions) に基づき実施されるプロジェクトにおいて、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえた上で、「6. 業務の内容」に記載する業務を実施する。

³ 本プロジェクト実施期間は48か月を予定しておりますが、本業務実施契約の契約履行期間は49か月を予定しております。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート（以下、「C/P」という）のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。特に、本プロジェクトが対象とする園芸作物市場やパートナーとなり得る民間企業の活動の進展は急速であり、そのニーズは流動的に変化している。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの実施内容について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これらの提言について遅延なく検討し、必要な措置（先方政府との合意文書の変更等）を取ることをとする。

(2) プロジェクト実施体制

【インドネシア側】

インドネシアでは地方分権化により、地方政府の行政権が独立しているため、フェーズ1に引き続き、農業省を実施機関の中核とし、農家への支援を直接行う県/市政府と県/市政府の調整を行う州政府農業局を実施機関とする。ICATは技能実習生/特定技能向け研修の人選、研修実施等に協力する。

実施にあたっては、対象地域（6県1市）において主にDINASの関連部署スタッフから構成されるタスクフォースを設置し、JICA専門家と密に連携しながら農家グループへの支援を行う。同タスクフォースを通じてDINASに支援手法や知見が蓄積され、プロジェクト期間中及び終了後に成果の普及・拡大を行うことが期待される。

【日本側】

本プロジェクトでは、本契約によるコンサルタントチームが実施主体となる。

(3) C/Pのオーナーシップの確保と持続性確保のためのタスクフォースの設置

技術協力プロジェクトにおいては、業務実施のプロセスにおいていかにC/Pの能力を向上させるかが重要である。コンサルタントは、インドネシア側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことが出来るようにするプロセスについて、十分意識し、工夫するものとする。

本プロジェクトの協力期間終了後にDINASが主体となり、園芸作物農家の農業所得の安定化に向けた支援を行っていくためには、本プロジェクトを通じて、各DINASに活動の持続性を確保するための体制を構築することが重要である。この趣旨を踏まえ、本プロジェクトでは、対象地域（6県1市）のDINASにより、各DINASにタスクフォースを設置することが協議・合意されており、コンサルタントは同タスクフォースがプロジェクト活動を主導するための支援を行う。コンサルタントは、日常的な業務の実施にあたっては、日本側専門家のみで業務を実施するのではなく、同タスクフォースと密接に協働し、インドネシア政府側による予算負担も含め、プロジェクト活動を進めていくことを基本方針とする。

（４）広域化に向けた基盤づくり

活動の持続性を確保し、プロジェクト終了後も成果が発展していくためには、プロジェクト活動を対象地域以外の県/市や、対象農家グループ以外の農家へ広げるための基盤を作ることが重要となる。このことから、DINAS 間で、活動に係る情報や優良事例を共有する場を設置し、プロジェクト活動の横展開・広域化が実現するような仕組みづくりを行う（成果 3 を参照）。また、農家グループ間の情報共有や優良事例の共有も積極的に支援し、特に先進的な取り組みを行っている中核農家グループを中心とした、園芸作物農家のネットワーク化に向けた支援を行う。農家グループ、DINAS 間の情報共有・優良事例の共有にあたっては、州政府との連携しながら行うこととする。

（５）市場志向型農業の実践

フェーズ 1 の終了時評価では、対象農家グループの園芸作物栽培技術が向上した一方で、流動的な市場ニーズを把握し計画的な生産・販売を行っていくことに課題があることが確認された。このことから、フェーズ 2 では、農家自身が自ら市場ニーズを把握した上で生産・販売計画を作成し、計画的に栽培・販売を行う能力、農家が自ら考え判断し実行する能力を高めることを目指す。JICA では、市場志向型農業の実現による小規模園芸作物農家の所得向上支援を行っており、これらの支援で取り組まれた手法や考え方を「SHEP アプローチ」として確立し、アフリカ地域やアジア地域に展開している。本事業では、SHEP アプローチを活用しながら対象地域の特徴に合わせて活動群を選定・改良し、インドネシアの対象農家グループの市場志向型農業の実践を支援する。

（６）農家グループによる営農計画の策定

本プロジェクトのフェーズ 1 においては、JICA 専門家が主導しパイロット事業を実施したが、フェーズ 2 においては、農家グループ自身が自らの将来像と営農上の課題を分析した上で、営農計画を策定する。また、農家グループによる営農計画を支援するためのアクションプランの策定は、（２）で述べたタスクフォースが主体的に行うことが期待される。コンサルタントは、農家グループ自身が営農計画を策定できるよう、ワークショップ等を通じて課題分析を支援する。

（７）技能実習制度との連携

JICA は、技能実習や特定技能を始めとする外国人労働者のより適切なマッチングや、外国人材が母国に戻った後に地域社会や産業を支える人材として活躍するための支援に取り組んでいる。インドネシアからも年間数百人の技能実習生が日本で農業を学ぶために来日している一方で、これらの技能実習生のうち帰国後に農業に従事していない人材も少なからずいることがインドネシア政府の関係機関より指摘されている。このことから、本プロジェクトにおいては、これらの技能実習生の支援として、来日前の派遣前研修における補完研修の実施、及び帰国後の支援として対象地域で農業に従事する元技能実習生のプロジェクト活動への参加を積極的に促すこととする。コンサルタントは、以下（８）の活動において、対象農家グループの選定基準の一つに元技能実習生を含めることを検討する。

技能実習生に係る活動は、インドネシア政府の技能実習生の送出し機関である、農業省インドネシア農業訓練センター（ICAT）と共同で実施する。

なお、JICA はインドネシアを含む東南アジアにおいて、「地方創生と ODA との連携の

可能性に係る情報収集・確認調査」を実施中であり、本プロジェクトの活動に当たっては、本調査結果も参照すること。また、日本の農業やバリューチェーン等を紹介するSHEP課題別研修の教材の活用も検討すること。

(8) 対象農家グループの選定

支援対象となる農家グループの選定基準は、プロジェクト開始後、(2)で述べたタスクフォースと協議の上決定する。選定基準としては、対象地域の気温・土壌・降水量等の自然条件、市場へのアクセス状況、生産技術、資金力、グループとしての生産規模と組織力等が想定されるが、プロポーザルにて提案すること。

また、フェーズ1に参加した一部農家グループに加え、新規農家グループの参画も得ること。新規農家グループの選定にあたっては、共同出荷等サプライチェーン構築も視野に入れて選定を行うことが望ましい。また、対象地域で農業に従事する元技能実習生の参画を得ることも検討すること(5.(7)参照)。

さらに、インドネシアでは農業人口の高齢化が進んでおり、食料安全保障上の課題と認識されている。そのため、インドネシア政府は40歳未満の農家(通称ミレニアル・ファーマー)の育成に力を入れており、本プロジェクトにおいても40歳未満の農家に対する支援を重視していることに留意する。また、ベースライン調査にて農家グループメンバーの年齢を確認し、モニタリングを行うこととする。

(9) デジタル技術の活用

インドネシア政府は農業の生産性向上に向けたデジタル技術の活用に関心を持っており、本プロジェクトにおいても、生産、収穫後処理、流通等のバリューチェーンの各段階において、デジタル技術の活用を検討することを希望している。コンサルタントは、インドネシア政府のスマート農業に関する各種政策も把握した上で、プロジェクト活動においてデジタル技術の活用可能性を検討し、営農計画に合致し、農家による投資が可能な範囲で農家グループと民間企業の連携によるスマート農業の実施を支援する。

【デジタル技術の活用例】

- ・ 農家間で市場情報を共有するためのアプリの導入
- ・ FinTech と連携した金融アクセス支援
- ・ 電子商取引を活用した農産品の販売

等

(10) 民間企業との連携

本プロジェクトでは、対象地域における園芸作物バリューチェーンの強化も成果の一つとして位置付け、特に生産、加工、流通、販売に至るまでのバリューチェーン関係者である民間企業との連携に力を入れる。バリューチェーン強化の課題として、生産者と他のバリューチェーン関係者の間の情報共有不足があることから、本プロジェクトでは、対象農家グループとバリューチェーンの各工程に係る民間企業との対話の場を設けることとする(プラットフォームの設置等)。対話の場の在り方については、プロポーザルにて提案すること。

また、2016年より、我が国の農林水産省が中心となって「グローバルフードバリュ

「一チェーン戦略」が策定されており、インドネシアは重点国の一つとして指定されているところ、インドネシア国内における同戦略に関連して実施される活動と可能な限り情報共有を行うとともに、現地に進出済若しくは進出を希望している日本企業と積極的な情報共有を行った上で、活動を行う。

(11) インドネシア政府予算等の活用

インドネシア政府は既に自国予算により、農家支援プログラムを展開しているため、その人的・財政的資源を最大限に活用した協力は重要である。このため農業省における①政策意思決定手順、②予算配分の仕組み等を十分に把握の上、可能限りインドネシア政府予算がプロジェクトに配分されるよう調整を行う。また、各 DINAS では、既に各県/市の予算を用いて農家グループを市場に結び付けるための各種活動を行っていることから、本業務の実施にあたっては DINAS の既存の活動も考慮した上で、それらの活動を改善するための支援を行う。

(12) 広報活動

園芸作物バリューチェーン関係者が本プロジェクトに関心を持ち、積極的な参加・協力が得られるよう、最も適切な媒体・方法を検討の上、情報発信を行う。情報発信の方法としては、以下の方法等を検討する。

- 現地メディアへの発信
- プレスツアーの実施
- JICAホームページ内のプロジェクトウェブサイト（和文、英文、インドネシア語（以下、「尼文」という）を想定）の更新

(13) プロジェクトのモニタリング

本プロジェクトは、プロジェクトの進捗管理・モニタリングのため、6ヶ月毎に JICA が指定する様式を用いてモニタリングシートを C/P と作成し、JICA へ提出する。

(14) フェーズ1の教訓の反映

JICA は、本プロジェクトのフェーズ1として、2016年から「官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト」を実施中である。2020年9月に終了時評価を実施し、プロジェクトフェーズ1から得られた教訓や提言が作成されている（配布資料参照）。本業務の実施にあたっては、特に終了時評価の結果を熟読した上で、フェーズ1の教訓を業務計画に反映させる。

6. 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は、以下のとおりである。

(1) ワークプランの作成・協議

本プロジェクトフェーズ1の終了時評価等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、行う工程計画等を作成し、これらをワークプランとしてとりまとめる（和文、英文、尼文の仮訳添付）。

同プランを基に、農業省園芸総局、対象地域（6県1市）の DINAS タスクフォースと協議を行い、プロジェクトの全体像を共有する。ワークプランについては、右協議

を踏まえ、修正案を作成し、JICA、C/P 機関関係者と協議した上で、ワークプランとして取りまとめ合意する。

(2) 対象地域（6 県 1 市）の DINAS に設置するタスクフォースのワークプランの作成支援

対象地域（6 県 1 市）の DINAS に設置するタスクフォースの役割について、DINAS と協議のうえ確認・合意し、タスクフォースの活動計画及び工程計画を作成するための支援を行う。ワークプランの作成に先立ち、各県/市のタスクフォースと協議の上、以下の情報収集・活動を行う。

- ① 対象地域（6 県 1 市）の DINAS が既の実施している園芸作物農家を対象とした支援活動（農家グループへの栽培技術指導、ファーマーズマーケットの開催等）の実施状況とその課題を把握し、本プロジェクトとの整合性に留意しながら、補足可能な分野を実施する。
- ② DINAS の既存の活動に加え、新規に実施すべき活動案を検討する。

(3) 農家グループの選定基準策定

対象地域（6 県 1 市）の DINAS タスクフォースと協議の上、農家グループの選定基準を策定する。なお、選定基準は各タスクフォースの意向を優先的に考慮するが、5. (8) を留意の上、設定すること。

(4) 候補農家グループの選定

上記選定基準に沿って、各タスクフォースにおいて、候補農家グループを選定する。対象農家グループ数の目安は、合計 60 農家グループ程度とする。なお、農家グループ選定の際は、本プロジェクトによる農家グループへの物的・資金的支援がないことを説明し、それを承知したうえで参加意思を表明した農家グループを候補とすること。

(5) 候補農家グループへの説明会の開催

候補農家グループに対して説明会を開催する。プロジェクト活動に関する説明、農家グループがやらなくてはならないこと（研修参加や農家グループに関する情報提供、収支状況の記録など）などについて説明する。

上記に同意した農家グループを対象農家グループとする。

(6) ベースライン調査の実施と PDM 指標の設定

対象農家グループの選定後、プロジェクト開始後半年以内を目処にベースラインとなるデータの収集・分析を終える。ベースラインとなるデータの収集は、(7) のワークショップ実施時に集めるとともに、補完する調査を対象地域（6 県 1 市）の DINAS タスクフォースと共同で行い、調査手法の技術移転についても留意する。ベースライン調査の項目は基本的に全県/市で同一とするが、各県/市の状況に応じて一部追加・

削除も可能とする。現時点で想定される項目は以下のとおり。その他ベースライン調査に含めるべき項目について、プロポーザルの中で提案すること。

【ベースライン調査項目例】

- 農家グループの構成員のプロフィール（男女比、年齢構成）
- 農家グループのメンバーの園芸作物生産による農業所得
- 農家グループの農産物生産技術（生產品種、生産量、販売量等）
- 農家グループのマーケティング状況（販路、販売価格等）

本調査結果を受け、コンサルタントはPDM指標をC/Pと協議の上、定量的目標として提案し、JCCにて承認を得る。

<成果1に係る活動>

（7）農家グループ向けワークショップの開催

対象農家グループが自分たちの生産・販売上の課題、将来像を明らかにし、グループとしての活動方針を明確にするためのワークショップ/研修を行う。また、本ワークショップでは、SHEPアプローチを含む市場志向型農業の実践に係る演習を行う。

ワークショップは対象地域（6県1市）の各県/市において1回程度実施し、各県/市の対象農家グループから代表者2名程度の参加を得ることを想定している。

（8）農家グループによる市場調査の支援

SHEPアプローチに沿って、農家グループに対して市場情報収集に関する研修を行うとともに市場調査（実習）を支援する。仲買人/企業等のニーズを確認するためのビジネスミーティングを開催する。研修及び実習は対象農家グループから2名程度が参加し、対象農家グループに対し1回実施する。

ビジネスミーティングは対象地域（6県1市）の各県/市において2回程度実施し、各県/市の対象農家グループから代表者2名程度の参加を得ることを想定している。

（9）農家グループによる営農計画策定及び更新支援

農家グループがグループの活動方針及び市場調査を踏まえて営農計画（いつ、どのくらい、何を栽培し、どのような投入が必要か）を策定するためのワークショップ及び支援を行う。

また、営農計画は流動的な市場ニーズに合わせて柔軟に変更する必要があることから、年に1回、対象農家グループを対象として、前年の実施結果を踏まえて営農計画を見直すワークショップを実施する。コンサルタントは、タスクフォースと共に対象農家グループの営農計画の実施状況をレビューする。

さらに、営農計画の更新のためには、日頃から農家グループが投入や生産状況、収入を記録する必要があるため、農家グループの記録状況をモニタリングし、必要に応じて指導・支援を行う。

(10) 技能実習生に対する派遣前研修の実施

農業省インドネシア農業訓練センター（ICAT）が選定・研修する、日本へ出発する前の技能実習生を対象として年に1回補完研修を行う（年間約50人を想定）。研修は、ICATが出発前の技能実習生を集めて行う研修の中で、いくつかのコマを追加する形で行う。研修の詳細はICATと協議して決定することとするが、全コマで1日程度を目安とする。目的意識を持って技能実習に挑めるよう、帰国後の農家としての将来像の明確化に関する支援を行う。

研修内容については、研修後に評価・理解度を確認するとともに、研修を受けた技能実習生を何人か選定して日本で実習開始後の研修内容の評価等をモニタリングし、内容を改善していくこととする。

<成果2に係る活動>

(11) 営農計画を実現するためのアクションプランの策定

営農計画策定時に、計画実現の課題についても農家グループ、タスクフォースとともに把握する。そして、課題を解決する方策を、農家グループ、タスクフォースと検討し、それぞれの役割分担と改題解決に向けたアクションプランを策定する。

アクションプラン策定の際は、対象地域（6県1市）のDINASの通常業務としての支援（研修、ワークショップ、ビジネスミーティングなど）を引き出すよう留意し、プロジェクトからの支援は、各県/市において年1回を目処とする。また、栽培方法改善や新規作物導入においては、デモ圃場の設置も検討する。デモ圃場をどのように運営・活用するかについて、プロポーザルにて提案すること。

【アクションプランの例】

- ① デモ圃場の設置：農業技術研修（栽培技術支援）のため、対象地域（6県1市）の各県/市においてデモ圃場を約2か所設置する。農業技術研修の実施にあたっては、各県/市の農業普及員の能力強化も視野に入れ、DINASと共同で実施する。

なお、デモ圃場における農業資材等の投入費用はプロジェクトから支出予定のため、積算に含めること。

- ② 研修の実施：農家グループが特定した課題（マーケティング、組織力強化、金融アクセス等）に係る研修を、各県・市において、年2回程度、4年間で合計8回程度実施する（対象地域（6県1市）×研修8回＝計56回を想定）。

(12) 農家グループによるアクションプランの実施促進支援

対象農家グループが策定した営農計画実現のため、(11)にて策定したアクションプランを実施、及び（農家グループ及びタスクフォースの）実施支援を行う。

(13) 本邦研修の実施

本プロジェクトでは、日本における園芸作物バリューチェーンの構築事例について学ぶために、本邦研修を2回実施することを予定している。コンサルタントは、本邦研修の実施にあたり、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」に基づき、以下の業務を想定し準備を行う。本研修に係る「受入業務」及び「監理業務」は、JICAが実施する。本邦研修のカリキュラム作成にあたっては、SHEP 課題別研修の実施方法も参考にすること。

- ① 来日候補者の人選
- ② 来日日程・カリキュラムの作成
- ③ 講師・面談者、見学・実習先等の手配
- ④ カリキュラムに係る関連資料（教材、参考資料）等の作成
- ⑤ 来日者への来日前説明（日程・カリキュラム、宿泊・食事のアレンジ等）
- ⑥ 来日カリキュラム（講義、実習、視察・見学、面談等）の実施
- ⑦ 実施報告書の作成

（14）課題別研修参加への支援及びフォローアップ

SHEP 課題別研修への参加候補者選定を支援する。帰国後は、参加者による報告・情報共有や、アクションプランの実施状況モニタリングなどフォローアップを行う。

<成果3に係る活動>

（15）バリューチェーン関係者と農家グループ間の情報共有の促進

対象地域（6県1市）の DINAS タスクフォースが、対象農家グループとバリューチェーン関係者の意見交換の場を提供し、互いのニーズや課題等の理解促進を図る為の支援を行う。バリューチェーン関係者には、生産（農業資材を含む）、流通、加工、販売に携わる、バイヤー、近代市場へのサプライヤー、農資機材農家、E コマース会社、食品加工会社、レストラン・ケータリング等を想定している。

バリューチェーン関係者や農家グループ間で情報共有を行うためのフォーラムを年に1回程度開催する。

（16）対象農家グループ間の情報共有の促進

対象地域（6県1市）の DINAS タスクフォースが、対象地域において近隣の対象農家グループ間の情報交換を促進し、グッドプラクティスの共有や共同出荷等の基盤を作るための支援を行う。情報共有の促進については、5.（4）に留意する。

（17）対象農家グループとそれ以外の農家グループの情報共有の促進

対象地域（6県1市）の DINAS タスクフォースが、対象農家グループとその他の農家グループの意見交換の場を提供し、プロジェクト活動成果の普及を促進するための支援を行う。情報共有の促進については、5.（4）に留意する。

(18) JCC の開催支援

JCC の開催を支援する。プロジェクト開始当初、及び終了時（エンドライン調査の結果共有等）を含め、年1回程度を目処とするが、開催必要性が生じた場合は回数に関わらず開催する。

(19) プロジェクト業務進捗報告書の作成

2022年11月及び2024年4月頃までのプロジェクトの活動内容をプロジェクトの業務進捗報告書としてそれぞれ取りまとめるとともに、各報告書提出時点で得られた教訓および、必要に応じて活動見直し案を取りまとめる。これらの教訓をもとに、必要に応じてプロジェクト後半の活動を見直し、タスクフォースと共に、活動方針の修正を行う。同報告書はJCCで報告する。

(20) エンドライン調査

ベースラインで調査した項目について、2025年3月を目処に全対象農家グループを対象としたエンドライン調査を実施し、プロジェクト目標の及び成果の達成度を分析すると共に、他の農家グループ、対象地域以外の県/市への波及状況を確認する。

(21) プロジェクト業務完了報告書の作成

プロジェクトの活動内容をプロジェクトの業務完了報告書として取りまとめる。同報告書はJCCで報告する。

(22) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はプロジェクト業務完了報告書とする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日 以内	和文：1部
ワークプラン	業務開始から約2か月 後	和文：1部 英文：1部 尼文仮訳添付 電子データ：和文、英 文、尼文 各1部

モニタリングシート Ver. 1 モニタリングシート Ver. 2 モニタリングシート Ver. 3 モニタリングシート Ver. 4 モニタリングシート Ver. 5 モニタリングシート Ver. 6 モニタリングシート Ver. 7	業務開始から6か月後 前Ver. 提出の6か月後 前Ver. 提出の6か月後 前Ver. 提出の6か月後 前Ver. 提出の6か月後 前Ver. 提出の6か月後 前Ver. 提出の6か月後	英文：1部
プロジェクト業務進捗報告書（第1回）	2022年12月末	和文：1部 英文：1部 尼文仮訳添付 電子データ：和文、英文、尼文 各1部
プロジェクト業務進捗報告書（第2回）	2024年5月下旬	和文：1部 英文：1部 尼文仮訳添付 電子データ：和文、英文、尼文 各1部
プロジェクト業務完了報告書	2025年5月12日	和文：4部（製本版） 英文：4部（製本版） 尼文：10部（製本版） CD-R：和文、英文、尼文 各1枚

注1）（1）業務計画書については、共通仕様書第6条（改訂版）に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2）報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注3）特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は、2022年5月上旬より開始し、2025年5月下旬まで実施する。新型コロナウイルスの感染状況が改善していることを条件に、現地業務は2021年度第2四半期より実施する。2022年12月末までにプロジェクト業務進捗報告書（第1回）を、2024年5月下旬までにプロジェクト業務進捗報告書（第2回）を、2025年5月12日までにプロジェクト業務完了報告書を作成、提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 77.30 M/M（現地：66.20 M/M、国内11.10 M/M）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/バリューチェーン強化（2号）
- ② 園芸作物栽培技術（3号）
- ③ 市場志向型農家経営（3号）
- ④ 農民組織強化
- ⑤ 金融アクセス改善
- ⑥ デジタル技術活用
- ⑦ 農産物流通
- ⑧ 農業普及

(3) 現地再委託

本業務では現地再委託を想定しておりません。

(4) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

本業務に関する以下の資料をJICA経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8423）にて配布します。

- インドネシア国「官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト」終了時評価報告書（案）
- インドネシア国「官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト（第1期）」業務進捗報告書
- インドネシア国「官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト（第2期）」業務完了報告書（案）
- 「東南アジア地域地方創生とODAとの連携の可能性に係る情報収集・確認調査」プログレス・レポート

2) 公開資料

- インドネシア国「官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト」プロジェクトウェブサイト

<https://www.jica.go.jp/oda/project/1400678/index.html>

(5) 対象国の便宜供与

インドネシア農業省園芸総局内の事務室の提供。その他便宜供与はBasic Principleに基づく⁴。

(6) その他留意事項

1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA事務所乃至日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録してください。

以下の地域については特に注意してください。

ア) 以下の地域への渡航は禁じられています。

- 中部スラウェシ州ポソ県

イ) 以下の地域への渡航は在外事務所長の承認が必要です。

- アチェ州、マルク州、北マルク州、パプア州、西パプア州、中部スラウェシ州（ポソ県を除く）

⁴ https://www.jica.go.jp/english/our_work/types_of_assistance/tech/op_info/c8h0vm0000ammhxn-att/basic_principles_en.pdf#:~:text=The%20purpose%20of%20the%20Basic%20Principles%20for%20Technical,recipient%20country%20%28hereinafter%20referred%20to%20as%20%E2%80%9Cthe%20Counterpart%E2%80%9D%29.